

最賃事情と労組の運動 (上)

金 美 珍 / 生活経済政策研究所研究員

韓国

に最も高く、審議が終わると自然に低くなる。

ところが今年は違う。1月から新聞やテレビでは、使用者側が人件費削減のため、無理やり休憩時間を長くとり、拘束時間は変わっていないのに勤務時間が減ったり、既存の業務を超短時間労働者で代替したりすることで、最賃が引き上げられたにもかかわらず月給は増えないという事例が報道されている。

その反面、最賃が適用される労働者の約70%が10人未満の自営業、または、零細中小

社会が注目 最低賃金

韓国ではいま最低賃金をめぐる社会的な関心が高い。過去最大の引き上げ幅(1060ウォン＝約1000円)を記録した18年度の最賃(時給7530ウォン＝約740円)が



▲「最低賃金1万ウォン行動」発足記者会見の様子(2017年。写真は韓国非正規センター提供)

韓国の最低賃金が大幅にアップした。日本と同様に非正規雇用の増大が社会問題となる韓国で、何が起きているのか。そして韓国労組の取り組みは。2回の連載でお伝えする。

年明けから適用されたからだ。

今回の引き上げによって全賃金労働者の18%、約277万人が直接影響を受けると推定される。主に若年層、60歳以上の高齢層、女性、非正規労働者がこれに含まれる。

これらの労働者の多くは技能や専門性が低い業務に集中しており、社会保障制度が十分に適用されておらず、労組に加入していないため、職場において使用者に対して直接賃上げを求めることが困難である。韓国の全労働者に占める非正規労働者の割合はおおよそ32・9%と推計されている。こうした労働者にとって、最賃は最低限の生活水準を保障する重要な基準であり、最賃の引き上げが唯一の賃上げ手段となっている。そのため、毎年最賃額を決定する際には、労働者の生活と直結する重要な争点として最賃への関心が高くなる。

一般に、最賃をめぐる関心は、最低賃金委員会で審議が行われる期間中(4～6月)

企業に集中していることから、急速な最賃引き上げで給料を払えず、使用者自らの長時間労働で事業を運営する事例も報じられている。最賃の引き上げが、低賃金労働者と

零細中小企業の使用人、つまり、弱い人同士の戦いを招いたとする批判も多い。

すでに年明けから韓国では最低賃金制度のあり方をめぐって労使間で、あるいは与野党でせめぎ合いが続いており、これが19年度の最賃引き上げ額にどのように影響を与えるのか、世間の関心を引き寄せている。

底上げで経済好循環を

では、18年の最賃額はなぜ大幅に引き上げられたのか? その背景としてまず、17年

に誕生した文在寅(ムン・ジエイン)政権による新たな経済政策パラダイムへの転換があげられる。当選直後から、文政権は経済不平等の克服を重要な政策課題と提示し、「人を中心とする国民成長の時代を開く」ため「所得主導の成長」を主要経済政策の方向として打ち出した。

「所得主導の成長」とは、質の良い仕事を提供することで家計の所得と消費を増やし、これが企業の生産と投資の増大、ひいては国家経済の健全な成長につながるという好循環経済のビジョンである。

文大統領は、選挙期から「2020年最低賃金1万ウォン(約1千円)」を公約として掲げ、政権交代後にも「所得主導の成長」の核心政策として

最賃引き上げを強調し、家計所得の増大を試みている。

実際、2020年までに「最低賃金1万ウォン」を達成するためには、年平均15・7%ずつ引き上げなければいけない。今回の引き上げは大統領選挙の公約を守るだけでなく、「所得主導の成長」を本格的に展開するために踏み出した第一歩として意味づけることができる。

しかし、革新政権の登場が全てではない。最賃大幅引き上げのもう一つの重要な背景は、大統領選挙の公約になるほど、「最低賃金1万ウォン」が社会から強く求められていたこと、すなわち、すでに最賃引き上げの世論が形成されていたことにも注目する必要がある。

「最低賃金1万ウォン」は、10年頃から一部の青年労働団体を中心に主張されていた。だが、当初この要求は、実現できる最賃額という意味より、あくまでも「大幅に引き上げる必要がある」という主張を世間に訴えるための「象徴的な金額」という意味が強かった。

実際、10年頃の最低賃金委員会に参加していた労働者代表の中には、「(「最賃1万ウォン」は)魅力のある要求ではあるが、へたをすると最低賃金委員会では使用者側との交渉自体を危うくする可能性が高い」と考え、「最低賃金1万ウォン」の要求を否定的に捉えることもあった。

しかし、「最低賃金1万ウォン」の要求は、15年を境に

韓国で高い支持を得て労働運動の主な闘争目標となり、最低賃金委員会の審議過程でも労働者代表側の要求案として提示されてきた。

17年には、70の市民・社会団体が参加する「最低賃金1万ウォン、非正規職撤廃共同行動(以下、「1万ウォン行動」)」という連合体も形成された。同年6月には「最低賃金1万ウォン」を求めるストライキが行われ、家族連れや青年たちが多く参加した。

もはや「最低賃金1万ウォン」は、人間らしい生活のためには当たり前にもらえる賃金として、一般の人々の間にも広く伝わっている。

韓国最賃決定の仕組み

韓国における最低賃金決定

の仕組みは、以下のようになっている。

最賃は、雇用労働部傘下の「最低賃金委員会」という審議機関で決定される。同委員会には、労・使・公の代表委員各9名(総勢27名)が参加する。

労働者の代表には韓国労働組合総連盟(以下、韓国労総。5名)と全国民主労働組合総連盟(以下、民主労総。4名)といったナショナルセンターから推薦を受けた代表が、使用者の代表には全国的規模の使用者団体の代表が、そして公益委員は、専門性を持つ学界関係者や研究者が雇用労働部の指名と大統領の任命によってそれぞれ参加する。

最低賃金委員会は毎年4～6月までの期間に、賃金水準

と生活費を審議する専門委員会と、労使公の全委員が参加する総会を開き、翌年の最賃額を審議・議決する。ここで決定された最賃額は、翌年1月1日から適用される。

これまで韓国の最低賃金運動は、「最低賃金連帯」など市民・社会団体によって主導されてきたといっても過言ではない。しかし15年からは、民主労総が「最低賃金1万ウォン」を掲げ、最低賃金運動を主導してきた。

なぜ民主労総は15年以降、最賃問題に積極的に関わるようになったのだろうか。そして、具体的にどのような取り組みが行われたのか。

次回は、最賃引き上げをめぐる韓国労組の取り組みについてみていきたい。

金美珍 / 生活経済政策研究所研究員

最賃事情と労組の運動 (下)

最低賃金引き上げのため、韓国労組は大規模なキャンペーンを行い、ストをかけて成果を上げた。どんな取り組みがなされたのか。

労組主導の最賃運動

これまで韓国の最低賃金運動は、市民・社会団体を中心とするものであった。しかし2015年からは、労働組合のナショナルセンターである全国民主労働組合総連盟（以下、民主労総）が「最低賃金1万ウォン」（1万ウォン＝約1千円）を掲げ、運動を主導してきた。

今回は15年以降の労組の最賃運動、とりわけ民主労総の取り組みについて述べる。

韓国で最賃問題をいち早く取り上げてきたのは、韓国女性労働組合（KWUTU）という女性のみの個人加盟ユニオンである。同ユニオンは、多くの女性非正規労働者にとって最賃が「唯一の賃上げ手

段」と判断し、00年から最低賃金委員会が開かれる建物の前でプラカードを持ち込んだ集会を開くなど注目を集めてきた。

これを契機に、02年に「最低賃金連帯」という労働組合と社会運動団体の連合体が結成された。民主労総と韓国労総（韓国労働組合総連盟）といたったナショナルセンターに加え、女性、青年、福祉、人権などのイシューに取り組んでいる団体が参加した（17年現在31団体）。

「最低賃金連帯」は結成当初から、4～6月の最低賃金委員会の審議期間に合わせて記者会見、リレー集会、討論会などを集中的に行い、世論の支持を高め、最賃額決定に影響を及ぼす活動が続けてき

た。他方、ナショナルセンターは最低賃金委員会と「最低賃金連帯」を行き来しながら、他の社会運動団体と交渉戦術を練り、労働側の集約意見を協議した。すなわち、「最低賃金連帯」における連携関係を通じて、ナショナルセンターとその他の社会運動団体とが密接に情報を共有し、意見を交換しながら、最低賃金運動を展開してきたのである。

それでは、15年以降、民主労総が最賃引き上げに積極的に関わったのはなぜか？

同年は朴槿恵政権が「労働改革」を推進している最中であつた。民主労総はこれを阻止しようとしていたが、組織率低下に加え、正規職の利害だけを代表し非正規労働者の問題は取り上げないという批

韓国

判も強く受けるなど、社会的な影響力が非常に弱まっていた。

こうした中、15年に新たに選出された民主労総の執行部は、全労働者を代表し、多くの国民から支持されるための核心的闘争目標として「最低賃金1万ウォン」を位置づけ、積極的に取り組みはじめた。

15年以降の最低賃金運動の大きな特徴として、ナショナルセンター以外の団体が労働者代表として最低賃金委員会に参加したことがあげられる。

韓国の最低賃金は雇用労働

部傘下の最低賃金委員会という審議機関で決定されており（前号参照）、民主労総と韓国労総が労働者代表として参加している。しかし、これらのナショナルセンターには非正規や低賃金労働者がほとんど組織されていないことから、最低賃金委員会の審議には当事者の声が反映されていないと強く批判されていた。

こうした批判を受け、15年から2つのナショナルセンターは、それぞれ持っていた労働者代表委員の席を一つずつ外部団体に開放し、労働者代表委員として推薦（民主労総が韓国青年ユニオン委員長を、韓国労総が非正規労働センター所長を推薦）することで、最低賃金決定過程における代表性を補完してきた。

「社会的スト」決議

民主労総は15年から、低賃金労働者を組織化する戦略として「最低賃金1万ウォン」を掲げ、傘下及び加盟組織の組合員を対象に様々な取り組みを展開した。

例えば、最賃について教育を行う一方で、「最低賃金1万ウォン」を求める500万人署名活動、街宣活動、209キロ徒步行進などさまざまなイベントを行うことで、組合員の最賃引き上げに関する認識の喚起をはかってきた。

また、組織内部の基盤を固めるため、16年8月には「最低賃金1万ウォンを勝ち取るための社会的ストライキ」を決議した。このストは、低賃金・非正規労働者が主体とな

り、民主労総の全組織が共同で行動できるようにスト体制を構築し、傘下の産別・単組が賃金交渉を行う6月末にストが集中するように準備した。他方では、未組織労働者、中小零細自営業者、青年・学生だけでなく、農民や貧困運動団体なども参加できる共同運動として「最低賃金1万ウォン・非正規職撤廃共同行動」（以下、「1万ウォン行動」）を取り組まれ、その結成と関連キャンペーンを民主労総が全面的に支援した。

そして、民主労総傘下及び加盟組織と外部の運動団体が総結集し、17年6月に社会的ストライキを実施した。「最低賃金1万ウォン」とともに非正規職撤廃などが要求された。さらには、「1万ウォン

RUN」と銘打ったマラソン大会、最賃に関する作文の公募展など、大規模な集会やイベントが開かれた。

最低賃金委員会の審議に合わせて行われたこれらの取り組みは、学校、清掃労働者など民主労総傘下の全国約35の非正規職労組の組合員たちが主軸になったほか、「1万ウォン行動」の参加団体、アルバイト、学生、一般市民など約5万人が参加した。

こうした経緯を経て、「最低賃金1万ウォン」が核心的・社会的なイシューとして浮上したのである。韓国非正規労働センターの李ナムシン所長は、「17年の最賃大幅引き上げにおいて、社会的ストライキと『1万ウォン行動』の社会的な連帯が重要な役割

を果たした」と評価している。

こうした民主労総の取り組みは、最賃問題を重要課題として扱わなかった従来の姿勢や、他の社会運動団体との連携に基づく活動にとどまっていた以前の取り組みとは一線を画するものであり、姿勢の転換といえる。

日本への示唆

17年の韓国最賃の大幅引き上げは、新政権による「所得主導成長」政策の一環として進められたことも背景にあるが、韓国社会で最賃引き上げに肯定的な社会の雰囲気があり、大幅引き上げが必要だという世論に共感する人々が増えていたこと、そして、こうした社会的な雰囲気づくりに労働組合が積極的に関わっ

ていたことを看過してはいけない。

これまで最賃問題が労働運動の重要イシューとして扱われてこなかったことに鑑みると、民主労総が15年から「最賃1万ウォン」を組織の核心的な闘争目標に掲げて取り組んだことが、昨年の最賃大幅引き上げにつながったと評価できる。

最低賃金委員会の審議に青年や非正規の当事者が労働者代表として参加できるようにすることで、会議過程を公開することができ、透明性を強化した。また、組織基盤の強化を図りながら、「1万ウォン行動」のキャンペーン、500万人署名運動など、他の運動団体との連携活動についても物心両面で支援し、リー

ダーシップを発揮したことが重要であったと言える。

つまり、労働組合が、より多くの人の生活を保護し、国民の利害を代表するための運動目標として「最低賃金1万ウォン」運動を主導し、組織をあげて取り組んだことが、昨年の最賃大幅引き上げをもたらしたと言える。

日本においても今日、格差や貧困が広がるなか、底上げの重要性が指摘されている。労働組合が最賃引き上げのためどのように取り組み、そのための社会的連携をどのように調整していくか。その運動を通じて、最賃引き上げはもちろん、労働運動の活性化につなげることができるだろう。ナショナルセンターの能力と役割が問われよう。